

社会福祉法人苗場福社会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人苗場福社会定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席したとき及び評議員としての業務を執行したときは、報酬として日額10,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、評議員会に出席したとき及び評議員としての業務を執行したときは、職員旅費支給規程に準じて旅費を支給する。ただし、日当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬等は、評議員会への出席及び評議員としての業務に従事した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人苗場福社会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人苗場福社会定款第25条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次条に定める報酬を支給する。ただし、職員と兼務する理事には、報酬を支給しない。

2 理事長が5年以上勤続し、退任する場合には、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

第3条 非常勤の理事に対する報酬の額は、理事会への出席その他理事としての業務1回につき10,000円とする。

2 監事に対する報酬の額は、理事会及び評議員会への出席その他監事としての業務1回につき10,000円とする。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会又は評議員会に出席したとき及び役員としての業務を執行したときは、職員旅費支給規程に準じて旅費を支給する。ただし、日当は支給しない。

(退職慰労金の支給基準)

第5条 退職慰労金の額は、報酬月額（報酬月額が定められていない場合は報酬日額に30を乗じて得た額）に勤続年数を乗じて得た額の範囲内とし、支給額は理事会で決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等は、理事会及び評議員会への出席並びに役員としての業務に従事した都度、支給する。ただし、退職慰労金は、退任の日から3月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 役員報酬規程及び役員旅費規程は廃止する。

附 則（平成29年8月25日議決）

この改正は、議決の日から施行し、平成29年6月16日から適用する。